

ID: 199

担当部署: 上下水道課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	柴田町下水道条例 第17条		
例規番号	平成10年条例第35号		
【基準】 第17条の規定による。 (使用料の減免) 第17条 町長は、特別の事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日